

IV 質疑応答

(1) 韓国側から日本側への質問

【質問 1】

デジタル調査手法についての質問。

デジタルフォレンジック (digital forensic) が国税庁に導入される前の税務調査は、調査班長の感が税務調査の成否を決定したが、長い期間、会計帳簿を操作したり、違う言葉を使うならば、脱税嫌疑を明らかにすることが容易ではなく、結局、税務調査が困難に直面することになる。だから、韓国では、2011年度に別途部門 (先端脱税防止担当官) を新設して、デジタル証拠資料を収集している。PC やノート PC、携帯電話などの各種記憶媒体に残っているデジタル情報を分析して加工資産を見つけるなど、目に見える成果を収めている。日本でもこのような種類などの特殊な調査手法などが活用されているかどうかを知りたい。

※デジタルフォレンジック (digital forensic) とは

パソコン等に残っている各種のデジタル情報を分析し、犯罪の手がかりを見つける捜査技法。主に検察で使用するか、国税庁でも 2011 年から施行しており、2013 年に国内大手 H 社の脱税情報を入手した後、この技法を活用して 6400 億ウォンを見つけ、追徴課税されたことがある。

【回答 1】

日本にも情報技術専門官というデジタル分野専門の調査官がおり、PC などの電子情報を解析することにより、電子商取引などの税務調査を支援している。

ただし、日本においては、会計帳簿、原始記録帳票以外の PC 内のデータについては、調査対象の帳簿ではないと扱われており、調査担当者が PC 内部のファイルを見たいと申し入れをしても、納税者はこれを拒否することが可能である。

もちろん納税者の同意があれば、PC 内のデータを調べることは可能であり、所得の過少申告等の証拠が発見されれば、修正申告の対象となる。

【質問 2】

韓国では、日本の書面添付制度に対応する誠実申告確認制度を 2011 年新設し、所得税法第 70 条の 2 に該当（収入金額が、卸・小売業など 20 億ウォン、製造業など 10 億ウォン、サービス業など 5 億ウォン）する個人事業者は、必ず履行しなければなら法定義務である。誠実申告確認書を添付して総合所得を申告する事業者には、税額控除等、様々な恩恵を与える一方、不誠実に申告する場合は、該当税務士に虚偽確認金額に応じて懲戒または 2 年以内の職務停止に過怠料まで課している。日本の書面添付制度は、記載事項は、法律に定められたものではなく、税理士の判断の下に意見を表明しているのが韓国との相違点である。添付書面を虚偽で作成したり、税務調査時に、税理士が虚偽で財務諸表を作成した場合、税理士に対する懲戒の程度はどの程度か。

【回答 2】

書面添付制度は、税理士法 33 条の 2 に規定する書面添付と第 35 条に規定する意見聴取を総称したもので、2001 年度の税理士法改正において事前通知前の意見聴取が創設され、2002 年 4 月 1 日より実施された。

書面添付制度の趣旨は、税務の専門家である税理士の権利として、申告書を作成する過程を明らかにすることにより、税理士法第 1 条（税理士の使命）の理念を実現するものである。

また、税務当局も税理士が作成した添付書面とそれに対する意見聴取を尊重することで、税務行政の効率化・円滑化・簡素化を図ることができる。

書面添付制度は、税理士の権利に基づくものであり税務の専門家として納税者との委嘱契約に基づき信頼関係を基本として行うものである。

ただし、書面添付は税理士の関与の程度と確認事項を開示し、申告書の適正性を税理士が表明するものであるが、申告書の内容を全面的に保証するものではない。

ご質問の添付書面に虚偽の記載をした場合については、税理士法第 46 条の規定により一般の懲戒の対象とされている。この虚偽の記載とは、事実と異なる記載であり、申告書の作成に関して「計算し、整理し、又は相談に応じた事項」や審査の依頼を受けた申告書に関して「審査した事項と結果」をありのままに記載している場合には虚偽の記載とはならない。この懲戒に係る規定は法的に添付書面の信ぴょう性を確保する見地から重要であり、「責任と懲戒処分」において虚偽記載に該当するか否か等の判断基準を示してある。

【参考】

税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方（平成27年4月1日以後にした不正行為に係る懲戒処分等に適用）

財務省告示第104号（抜粋）

I 総則

第1 量定の判断要素及び範囲

税理士法（昭和26年法律第237号。以下「法」という。）に規定する税理士に対する懲戒処分及び税理士法人に対する処分（以下「懲戒処分等」という。）の量定の判断に当たっては、IIに定める不正行為の類型ごとの量定の考え方を基本としつつ、以下の点を総合的に勘案し、決定するものとする。

1. 不正行為の性質、態様、効果等
2. 税理士の不正行為の前後の態度
3. 懲戒処分等の前歴
4. 選択する懲戒処分等が他の税理士及び社会に与える影響
5. その他個別事情

II 量定の考え方

税理士及び税理士法人に対する懲戒（財務大臣）処分

対象行為		判断要素	戒告	業務停止			業務禁止	
				～6月	～1年	～2年		
法45条	第1項(故意)	不正所得金額等		←————→				
	第2項(過失)	申告漏れ所得金額等	←————→					
法46条 (信用失墜行為)	法33条の2の虚偽記載		虚偽記載の件数、程度	←————→				
	法37条	自己脱税(重加)	不正所得金額等		←————→			
		多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ(過少)	申告漏れ所得金額等	←————→				
		調査妨害	妨害行為の回数、程度		←————→			
		名義貸し(法37条の2除く)※	貸人数、作成件数、期間、対価		←————→			
		業務け怠		←————→				
		会費滞納		←————→				
		その他反職業倫理的行為		←————→				
		法37条の2(名義貸し)	貸人数、作成件数、期間、対価		←————→			
		法38条(守秘義務)			←————→			
	法41条(帳簿作成義務)		←————→					
	法41条の2(使用人等監督義務)		←————→					
	法42条(業務の制限)	税務代理件数、作成件数、相談件数		←————→				
	業務停止処分違反					←————→		
	その他		←————→					

※税理士業務を停止されている税理士への名義貸し

税理士法人

	対象行為(法48条の20)	判断要素	戒告	業務停止			解散
				~6月	~1年	~2年	
法又は法に基づく命令違反	法人固有の手続き規定(成立の届出等、定款の変更、合併等)		←→				
	法37条 自己脱税(重加)	不正所得金額等		←→	←→	←→	←→
	多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ(過少)	申告漏れ所得金額等	←→	←→	←→		
	会費滞納		←→				
	法41条(帳簿作成義務)		←→				
	法41条の2(使用人監督義務)		←→	←→			
	業務停止処分違反						←→
その他			←→	←→	←→	←→	
運営が著しく不当	法45条、法46条に規定する行為	社員税理士の量定	←→	←→	←→	←→	←→
	その他		←→	←→	←→	←→	←→

* 矢印 ←→ は処分の範囲を示す

【質問3】

韓国では普通定期調査では、1年または2年の課税期間を分析して、随時調査時は3年ほど分析する。この場合、当初に定められた調査期間に脱漏嫌疑が捕捉されると、具体的な税金脱漏の証拠がなくても、容疑だけで、国税庁の裁量によって税務調査の範囲を拡大することができる。これは、国税庁に過度な裁量権を付与し、納税者の権益を損なう条項ということで、来年からは「証拠」がなければ調査範囲を拡大することができないようにした。日本の場合、どのような場合に、税務調査を拡大することができるかどうかを知りたい。

【回答3】

「税務調査の範囲の拡大」の意味するところが遡及年度の延長ということであるならば、調査担当者か統括官の勘により行われるところが通常である。直近年度での修正事項発見により、遡及調査されることが多い。

【質問 4】

国税庁は、税務調査件数を減らし、税収を増大させるために、既存の事後検証で、事前に誠実申告を誘導しようと、2014 年度から、国税行政の運営方針を転換した。つまり、法人税や総合所得税申告期間に該当会社別に前年度の申告問題点を分析して案内文を通知し、残りの会社については、各税務署別協議会を通じ誠実申告を誘導した結果、前年度に比べて税収が増加するなど、目に見える成果を収めている。日本でも税務調査は削減しながら、税収を増大させるための措置等はあるか。

【回答 4】

日本においては、国税通則法の改正により、更正期間が5年に延長されたことにより、修正申告を求められる期間が3年から5年に延長された結果、調査間隔が伸びている。一般的に、法人1社に対する税務調査の間隔が3年から5年に開いたことを意味するが、従来調査の対象になっていなかった法人も調査対象になってきたことを意味し、接触率が上昇しているとも言える。

なお、調査により税収を増大させる措置等は講じられていないと考える。

【質問 5】 税務調査の過程で重大な租税犯則行為が発見され、租税犯処罰手続法に基づく租税犯則調査に切り替える場合には、遁脱予想税額が年間5億ウォン以上であるか、申告所得金額に年間租税遁脱容疑金額や割合が一定率以上の場合に限定しており、調査後、情状に基づいて懲役刑に処すると判断される場合など一定の要件に該当する場合に通告処分を経ずに、その対象者を即時に告発するよう規定されている。日本の場合における租税犯則調査対象と告発などの国税犯則規定を知りたい。

【回答 5】

日本においては、税務署の行う税務調査による検察庁への告発が行われることはない。

まず、税務署の一般調査においてある程度以上の規模で不正所得が発見された場合（経験的に3事業年度で1億円程度以上）、国税局の査察部への連絡を行う。査察部で事案の引き継ぎを受諾した場合、調査は査察部が行う強制調査に移行することになる。

査察部の引き継ぎを受ける基準は、上記の所得基準のほか、留保財産があることが重要視される。これは、裁判での罰金納付命令の履行を担保する原資がないと、検察庁が告発を受理しないためと考えられる。

(2) 日本側から韓国側への質問

【質問1】

重要事件に対する専門担当 T/F とは何か？

【回答1】

国税庁が今年発表した国税行政運営方案の中で反社会的脱税行為を厳格に対処するための方法の中のひとつで、積極的訴訟審判対応のための国税庁内部の専門組織（プロジェクトチーム/ Project Team）を指す。このため、重要な事件に対しては積極的な訴訟及び審判対応に乗り出し、専任の T/F (Task Force) を運営するなど、集中管理で訴訟対応能力を強化し、調査分野の職員達を対象に審判対応能力を向上させるための支援にも乗り出すようだ。

参考に、国税庁は脱税対応基盤の拡充のために調査体系を改編して訟務能力を強化すると発表した。

1. 調査体系改編のためには調査課長面談制を全面的に施行して一線の税務署の調査能力を強化するなど、現場中心、管理者中心の調査体系を確立する一方、キャリア職員で税務署調査課を補強して税務署国際調査チーム及び域外脱税情報チームを新設・運営するようだ。

2. 訟務能力強化のためにソウル庁訟務局を新設し、民間専門家を拡大し、チーム制を運営（3人1チーム、税目別専門チーム）する一方、訴訟遂行管理強化のための評価チームを新設するそうだ。

【質問 2】

滞納者財産隠匿嫌疑分析システムとはどのようなものか？

【回答 2】

滞納者財産隠匿嫌疑分析システムとは、滞納者の所得や消費支出、財産変動現況などを電算分析し、豪華な生活及び財産隠匿嫌疑者を抽出するシステムである。

これにより、高価な住宅の居住者、消費支出過多者など、財産隠匿嫌疑者を毎月迅速に選定し、居住地の調査及び追跡調査などを通して、適期に国税債権を確保していくという方針だ。

このシステムの最大の利点は、時に合わせて稼働することができる適時性と以前より多くのデータを複合的に分析し、精度を高めたことにある。

既存の隠匿財産追跡プログラムは、毎年5月の総合所得税申告に合わせて所得の現況を把握し、分析に着手するなど、年に1回程度、モニタリングすることしかできなかったが、新規に導入される滞納者財産隠匿嫌疑分析システムは、各官署で受付される情報をすぐに処理が可能となり、月1回のモニタリングが可能である。

財産を取得したり、譲渡した時期及び価額、株式保有現況、所得の発生時点、クレジットカード使用内訳、場合によっては家族などの特殊関係者の支出及び財産取得内訳まで総合的に分析し嫌疑点が発見されると、すぐに報告するシステムを備えた。

【質問 3】

「税務調査結果を通知する前に租税不服を最小化するために納税者と必ず事前協議をするように国税基本法を改正するように立法発議した状態である」とあるが、何か進展はあったのか？

【回答 3】

(1) 提案理由及び主要内容

現行法は、納税者に対する税務調査結果の通知義務を規定しているが、納税者に対する税務調査結果の説明義務は、「調査事務処理規定」（国税庁訓令）に規定しており、法的根拠が、不十分なのが実情である。

また、課税官庁が税務調査の完了後に納税者と税務調査の内容に関する十分な協議なしに通知することにより、納税者の租税不服事例が急増して、これによる社会的コストが増加している。

ドイツの場合、課税官庁が税務調査の完了後に、納税者に争点事項と法律適用について説明し、納税者が意見を提示することができる機会を提供することで、今後発生する可能性のある紛争を予防している。

よって、課税官庁が税務調査を終えた後、最終会議を開いて納税者に税務調査結果と納税者の権利救済方法などを詳細に説明するなど、税務調査結果を通知する前に、納税者と税務調査結果について協議し、意見を交換することにより、調査内容及び結果に対する誤解が原因で発生する租税不服事例を最小限にしようとしている（案第 81 条の 12）。

(2) 国税基本法改正案

国税基本法の一部を次のように改正する。

第 81 条の 12 の第 1 項及び第 2 項をそれぞれ次のように新設する。

①税務公務員は税務調査を終えたときには、その調査結果について、納税者と最終協議のための会議（以下この条において”最終会議”という。）を開き、意見を交換しなければならない。この場合、調査公務員は、納税者に調査結果について具体的に説明しなければならない。調査結果に対して異議がある場合は、納税者の権利救済方法を詳細に知らせなければならない。

②第 1 項は、税務調査の結果に基づいて課税標準及び税額の変更が発生していないか、または納税者が最終会議を拒否した場合には、適用しない。

(3) 進行状況

本国税基本法の一部改正法律案は、2015年6月10日に国会パクミョンジェ議員など12人が提案し（議案番号1915529）、企画財政委員会に2015年6月11日に付託され、2015年9月1日現在まだ上程はされていない状況である。

【質問4】

申告誠実度の評価の具体的な方法を教示願いたい。

【回答4】

I. 申告誠実度の評価

①申告誠実度は、法人税、所得税、付加価値税、源泉諸税、譲渡所得税などの申告事項と各種税源情報などを反映して電算システムによって評価することを原則として、税務情報資料収集など税源管理情報による評価で補完することができる。

②電算システムで申告誠実度を評価する際に評価要素及び加重値を科学的かつ客観的な方法で定めなければならない。

II. 申告誠実度電算分析資料の通知及び管理

(1) 申告誠実度電算分析資料の通知

国税庁長は、定期調査対象者選定などに活用するように申告誠実度電算分析資料を地方庁長及び税務署長に通知することができる。

(2) 申告誠実度電算分析資料の管理

国税庁から通知を受けた各種誠実度電算分析資料は、納税者に対する課税情報であるため、対外保安等に留意しなければならない。定期調査対象選定業務を担当する課長が管理しなければならない。

III. 2014年帰属総合所得税事前誠実申告案内

2014年帰属総合所得税を申告する前に、国税庁が次の9つの類型別に個別会社ごとに分析した資料の中で誠実度下位グループに属する会社に誠実申告するように案内した。

- (1) 適格証憑過小受取
- (2) 誠実申告確認書の未提出
- (3) 偽装加工資料等受取
- (4) 福利厚生費過多計上
- (5) 支払利息過多計上
- (6) 棚卸資産の過多・過小計上
- (7) 海外貸金受取
- (8) 海外株式投資などの回収
- (9) 所得率低調（同種業種平均所得率対比 70%未満）

【質問 5】

顧客満足センターの具体的な業務とは何か？

【回答 5】

国税庁顧客満足センターは国民の税金に関する気になる事項や不満、提案などに関するサービス業務を担当する国税庁所属機関である。

国税庁顧客満足センターを利用する方法には、大きく 3 つに分けて見ることができる。

- ①電話相談-126 番に電話をかけ、音声案内に従って相談分野（税目番号）を選択すると、相談員との接続
- ②訪問相談 - 国税庁顧客満足センター1 階相談訪問室
- ③オンライン相談 - 優先的に顧客満足センターのホームページで類似事例を検索し気になる内容を質問

このように、顧客満足センターは、国民がさまざまな方法で気がかりなことを解消することができるよう努力している。気がかりなことを解決するために、直接質問をしてもよいが、国税庁顧客満足センターは、国民の時間の無駄を防ぐために直接類似事例をホットイシュー相談事例、よくある相談事例、インターネット相談事例で区分して一目瞭然に整理している。

また、国税庁顧客満足センターは、国民と疎通しながら発展するために、顧客の声を運営している。納税者が国税行政に対する不満、苦情、改善提案、賞賛などを残せば誠実に回答をしている。また、別途用意された資料室に入ると、自身に該当する税金を準備するために税目別に多様な役立ちと案内を受けることができるよう用意されている。

【質問6】

日本では通告処分官署長と罰金相当額収納官署長が必ず同一であるが、韓国では違う場合があるのか？

【回答6】

必ずしも同じではない。調査管轄を異にした場合、異なる可能性があり調査官署長は租税犯則嫌疑者等に対して、犯則の確証を得たときは、調査犯則事件調査を終えた日から10日以内に通告処分をしなければならず、また、租税犯則調査に基づいて罰金相当額などを通告処分するときは、租税犯則嫌疑者ごとに作成した通告書に調査官署を収入徴収官署として指定された納付書を添付して通告しなければならない。但し、通告処分官署長と罰金相当額収納官署長が異なる場合には、通告処分官署長は通告書の送達と同時に通告書の写本重ね付けて通告処分の内容を罰金相当額収納官署で指定された税務署長に書面で通知するようにしている。